

不 在 者 投 票 の ご 案 内

足立区の選挙人名簿に登録されている方で、仕事等で足立区外に滞在されている場合や、住所を移転した場合など、最寄りの区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

《投票手続きの流れ》

- 1 「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を自書にて記入し、足立区選挙管理委員会に郵送または持参してください。FAXやEメールでの申請はできません。
- 2 告示日（公示日）以降に、足立区選挙管理委員会から、滞在先の住所にレターパックプラスで投票用紙を郵送します。郵便事情により、配達まで時間を要する場合もあります。（受け取りができなかった場合、一定期間、郵便局止めになります。）
- 3 投票用紙が届きましたら、送付されたもの一式を滞在地の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。
- 4 滞在先の選挙管理委員会から、投票済の投票用紙が足立区選挙管理委員会へ郵送されます。

※ 郵送には日数がかかります。投票済みの投票用紙が投票日当日までに足立区選挙管理委員会に必ず到着するよう、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めをお願いします。

！注意事項！

- ① 不在者投票ができる期間は、告示日（公示日）の翌日から投票日の前日までです。
投票日当日は投票できません。
- ② 投票場所や受付時間については、必ず不在者投票を行う区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ③ 投票用紙が送付された後に、足立区で投票ができることになった場合は、足立区の投票所に投票用紙一式を持参し、係員にお渡しください。持参いただいていない場合、投票はできません。



＜不在者投票宣誓書（兼請求書）の送付先＞

〒120-8510
東京都足立区中央本町1-17-1
足立区選挙管理委員会事務局 不在者投票担当

問い合わせ先

電話 03-3880-5531

FAX 03-3880-5661

E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、**選挙**の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- ・仕事、学業、地域行事の役員の仕事、本人又は親族の冠婚葬祭 等
- ・他の区市町村又は区市町村内（投票区外）に外出、旅行、滞在
- ・病気、負傷、歩行困難、出産 等
- ・他の区市町村に居住
- ・天災、悪天候により投票所に到達することが困難 等

このことが、真実であることを誓い、投票用紙および投票封筒の交付を請求します。

[illegible]

[事務処理欄]

投票区	名 簿 番 号		交 付 年 月 日	受 理 年 月 日
投	頁	行		

記入例

不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、選挙の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- ・仕事、学業、地域行事の役員の仕事、本人又は親族の冠婚葬祭 等
- ・他の区市町村又は区市町村内（投票区外）に外出、旅行、滞在
- ・病気、負傷、歩行困難、出産 等

太線内を記入してください。

とが困難 等

紙および投票封筒の交付を請求します。

請 求 年 月 日	令和 7 年 7 月 〇 日
ふ り が な	せんきょ はなこ
氏 名	選挙 花子
生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 60 年 1 月 1 日生
足立区での住所	東京都足立区中央本町1-17-1
投票用紙送付 先の住所	〒□□□-□□□□ □□県 □□市 □□ □丁目□番□号101号室 ※滞在先等、投票用紙を必ず受 領できる場所を記載すること ※方書がある場合は、必ず記入してください。 (連絡先電話) ○○○-○○○○-○○○○

[事務処理欄]

投票区	名 簿 番 号	交 付 年 月 日	受 理 年 月 日
投	頁 行		